

介護に関する入門的研修実施事業プロポーザル公募要領

1 プロポーザル実施の目的

介護未経験者や高校等の進路指導教員に介護に関する基本的な知識を習得してもらい、介護への正しい理解を広めることで、介護未経験者や学生の介護分野への参入促進を図る入門的研修を実施するため、委託事業者選定に係るプロポーザル審査（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 委託事業

介護に関する入門的研修実施事業

3 契約期間

プロポーザル実施後に選定される委託事業者との委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

介護に関する入門的研修実施事業の実施。詳細は別添「介護に関する入門的研修実施事業プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 委託団体数（予定）

1～2団体程度

6 応募資格

次の条件を全て満たす、事業を遂行する能力を有する者であること。

- (1) 法人その他の団体等であって、介護に関する知識を有し、研修を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立て及び「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 本件公募開始日からプロポーザル提案書の提出までの間に、県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去3年間いずれの年度においても法人税や法人県民税・事業税の未納がないこと。
- (5) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）」に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - ② 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④ 次のいずれかに該当する者

- ア 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) (5) に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
- (7) 宗教又は政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

7 委託事業の内容

(1) 教員向け研修

県内高校等の教員等を対象とする入門的研修を以下の通り実施する。

実施場所	実施回数	定員 (1回あたり)	委託料 (上限)
県内	2回	20人程度	810千円 (消費税含む)

(2) 一般向け研修

介護未経験者等を対象とする入門的研修を都市部、地方部でそれぞれ以下の通り実施する。

実施場所 (予定)				実施回数	定員 (1回あたり)	委託料 (上限)
	地域	市町	会場			
都市部	神戸	神戸市	こうべ市民福祉交流センター	各1回 (計5回)	40人程度	2,076千円 (消費税含む)
	阪神南	芦屋市	芦屋市役所			
	阪神北	川西市	アステホール			
	東播磨	加古川市	加古川市役所			
	中播磨	姫路市	姫路市総合福祉会館			
地方部	北播磨	西脇市	西脇市市民交流施設 つながるスタジオ	各1回 (計5回)	20人程度	1,969千円 (消費税含む)
	西播磨	太子町	太子町役場			
	但馬	豊岡市	豊岡稽古堂			
	丹波	丹波篠山市	丹波篠山市民センター			
	淡路	洲本市	洲本市総合福祉会館			

※一般向け研修の開催市町は、県指定の市町とする。各市町の開催会場については、各自治体

と調整済みであるが、交通の便や会場の広さ等を勘案し、より多くの参加者が見込める会場を提案する場合は、県が調整した会場以外での開催も可とする。

※都市部の開催日程と地方部の開催日程とで、研修の開催日が一部重複することがある。

※なお、委託料については、予算可決前であるため変更の可能性がある。変更となる場合は、速やかに連絡する。

(3) 留意事項

① 経費は、業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。

人件費、謝金、旅費交通費、消耗品費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、手数料、業務委託費（事前に県の承認を得たものに限る）、使用料、賃借料、保険料、役務費及びその他県が適当と認める経費（事前に県に相談すること。）とする。

② 委託料の支払いは原則精算払い（令和9年4月以降）とする。その場合は、当該年度終了後に実績に基づき精算を行う。ただし、委託団体の財政状況等によって、前金払いを行う場合がある。前金払いの場合、支払い時期は別途連絡する。

③ 研修参加費は無料とする。（受講に必要なテキスト代のみ参加者に費用を求めることは可能。ただし事前に県と協議を要する。）委託事業の実施により収入が生じた場合は、その収入を第一順位で委託事業に要した経費に充てるものとする。

8 提出書類

(1) 実施申込書（様式第1号）

(2) 実施計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（様式第3号）

(4) その他企画提案の補足資料等（様式任意）

(5) 役員、職員（事業関連者）名簿（様式任意）

(6) 法人の定款・規約等

(7) 直近の事業報告書（様式任意）

(8) 直近1年間の収支報告書及び貸借対照表又は財産目録（様式任意）

(9) 会社案内、事業概要等

(10) 納税証明書

(ア) 税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」

納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」

(イ) 県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」

納税証明書（3）

※兵庫県内に事業所がない場合は、誓約書（様式第4号）

(11) 誓約書（様式第5号）

※提出書類は全て日本語で記載すること。

※審査委員会では応募者の団体を伏せて匿名で審査を行うため、提出書類（1）から（4）は、様式第1号以外には応募者の団体名等を記載しないこと。（様式第1号以外で団体名を記載する場合は、「当社」「当団体」等の表現を使用すること。）

なお、提出書類（5）から（11）については、団体名が記載されていても差し支えない。
※その他、審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

9 提出書類の取扱い

- （1）提出書類は、本事業選定のためだけに使用し、それ以外の目的には使用しない。
- （2）提出書類の作成及び提出に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- （3）提出書類は返却しない。
- （4）提出書類は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

10 応募手続

（1）提出方法及び提出先

電子ファイル及び紙媒体両方での提出を必須とする。

①電子ファイル：以下の URL から提出

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/nyuumon>

※添付できるファイルの容量が1ファイルにつき10MBまでのため、10MB以上のファイルを添付する必要があるときは、ファイルを分割して添付すること。

※会社案内の冊子等で、電子ファイルの送付が難しい場合は、紙媒体のみの送付でも可とする。

②紙媒体：1部（原則A4版・片面印刷とする。）

提出先：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県福祉部高齢政策課 介護人材対策班 宛て

（2）提出期限

令和8年3月5日（木） 午後5時必着

※電子ファイル及び紙媒体ともに同期限とし、どちらか一方でも提出が遅れる場合は無効とする。

11 公募要領の内容に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式第6号）により提出すること。

（1）提出期限

令和8年2月19日（木） 午後3時必着

（2）提出方法

電子メールにて、「質問書」（様式第6号）により高齢政策課介護人材対策班に提出

E-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（3）留意事項

件名に「介護に関する入門的研修実施事業プロポーザルに関する質問」と記載すること。

電話による質問の受付は行わない。

（4）質問に対する回答

令和8年2月25日(水)までに、応募者全員に対して回答の内容を連絡する。なお、確認に時間を要する質問については、期限までの回答ができない旨を連絡する。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

12 事業者の選定

(1) 提案の審査

別途実施する審査委員会による審査の結果に基づき事業者を決定する。

(2) 審査の視点

① 委託業務目的に合致する事業内容であること。

② 県内市町や関係団体等と連携し、より効果的な事業の実施が期待できること。

とりわけ、介護分野での就労を希望する者が、ひょうごケア・アシスタントや介護施設・事業所への就職が可能となるような一体的支援を行っていること。

③ 経費の積算が具体的かつ効率的な内容であること 等

(3) 審査の方法

提出された書類をもとに県が事前審査を行った後に、審査委員会において内容を審査する。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、提案の応募者あて文書により通知する。なお、審査の内容や経過等について
の間合せ等には応じないこととする。

(5) 選定後の取り扱い

選定された事業者は、「介護に関する入門的研修実施事業委託契約」の契約予定者となる。

13 選定後の手続き

(1) 契約予定者は、選定結果通知後、直ちに委託契約締結に向けて県と協議を行うこととする。

(2) 契約内容は仕様書に沿った提案書に基づいて決定する。なお、当該仕様書については変更
することがある。

(3) 県は、契約予定者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協
議・調整において、県と契約予定者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更す
ることがある。

(4) 契約担当者は、契約締結後において、契約予定者が提案事項について、失格事項または虚
偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

(5) 契約予定者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約
金額の100分の10以上の額を、受託者決定後7日以内に県の指定する方法により納入しな
ければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し
たときはこの限りではない。

(6) 契約予定者は、選定後に「6 応募資格(2)(3)」の事由に該当したときは、速やかに契
約担当者に申し出なければならない。

(7) 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の選定を取り消し、次点の者

を選定する。

- (8) 契約予定者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は契約予定者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (9) 契約予定者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）をこの契約が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間保存すること。
- (10) 契約予定者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (11) 契約予定者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

14 プロポーザル等実施スケジュール

内容	期日
募集開始	令和8年2月12日(木)
質問締切	令和8年2月19日(木) 午後3時
質問に対する回答	令和8年2月25日(水)
申込締切り	令和8年3月5日(木) 午後5時
提案審査	令和8年3月9日(月)～13日(金) (予定)
審査結果通知	令和8年3月26日(木)～31日(火) (予定)
契約締結	令和8年4月上旬
事業実施期間	令和8年4月上旬～令和9年3月31日
実績報告	令和9年4月上旬

15 問合せ先

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護人材対策班 田中
住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-362-4401 FAX：078-362-9470
E-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp